

第五次地域管理経営計画書

(神通川森林計画区)

計画期間 自 平成29年4月 1 日
至 平成34年3月31日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	2
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	2
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項	・・・	11
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	12
(5) その他必要な事項	・・・	13
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	15
(1) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	15
(2) 巡視に関する事項	・・・	15
(3) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	16
(4) その他必要な事項	・・・	16
3 林産物の供給に関する事項	・・・	17
(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	17
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	・・・	17
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	18
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	18
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	18
(3) その他必要な事項	・・・	18
5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	19
(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・	19
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	・・・	19
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	20
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	20
(2) 分収林に関する事項	・・・	20
(3) その他必要な事項	・・・	21
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	22
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	22
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	22

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割にあたる国有林野は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として管理経営をすることとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の^{かん}涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況も見られる。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、林業の成長産業化に向け、大きな転換期を迎えており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなどの貢献が求められている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなどに貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や、民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

したがって、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化へ貢献するための取組を進めていく。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の神通川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体などの行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行う。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概要

本計画の対象は、神通川森林計画区的全森林面積の47%にあたる国有林野95,176haである。

本計画区の国有林野は、新潟県、長野県及び岐阜県の県境に接しており、急峻な山岳地帯が多く、また神通川、黒部川、常願寺川などの源流部に位置する。そのため、国有林のほぼ全域が土砂流出防備、水源かん養等の保安林に指定されており、広域の山地災害防止、水源としての役割を担っている。

また、自然景観に恵まれていることから、国有林野面積の83%に当たる79千haが、中部山岳国立公園等の自然公園に指定され、登山や自然観察などレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。

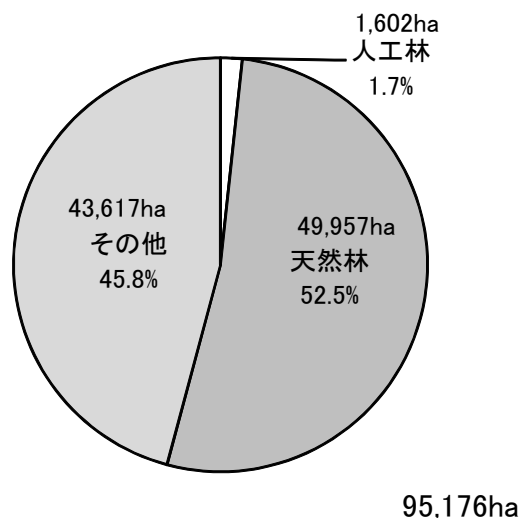
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

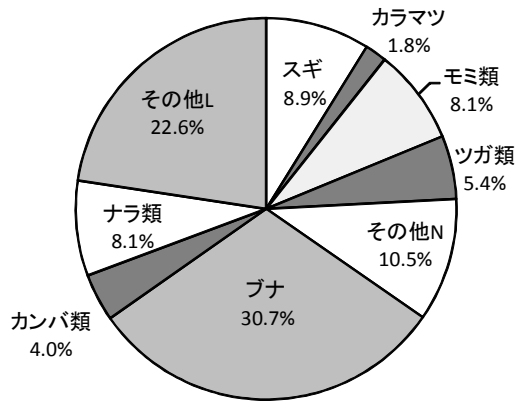
本森林計画区の国有林野の現況は、ブナ等の広葉樹を主体とした天然林が多く、人工林はスギが主体となっている。現況面積は、人工林が1,602ha、天然林が49,957ha、その他（高山帯・岩石地、附帯地、貸地等）が43,617haあり、面積比は人工林が2%、天然林が52%、その他が46%となっている（図－1参照）。樹種構成は、天然林が多いため、針葉樹、広葉樹ともに多彩なものとなっている（図－2参照）。人工林の樹種構成を面積で見ると、スギが88%と大半を占めている。（図－3参照）。

また、人工林の齢級構成は11齢級から13齢級が43%を占めている。（図－4参照）

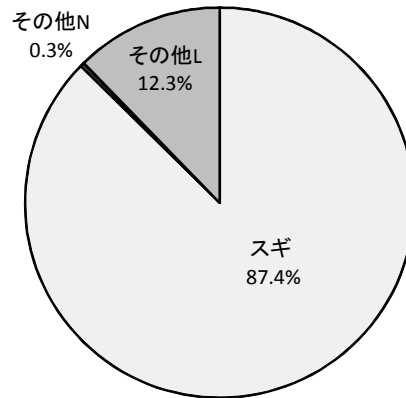
図－1 国有林野の現況面積比



図－２ 主な樹種構成（材積比）

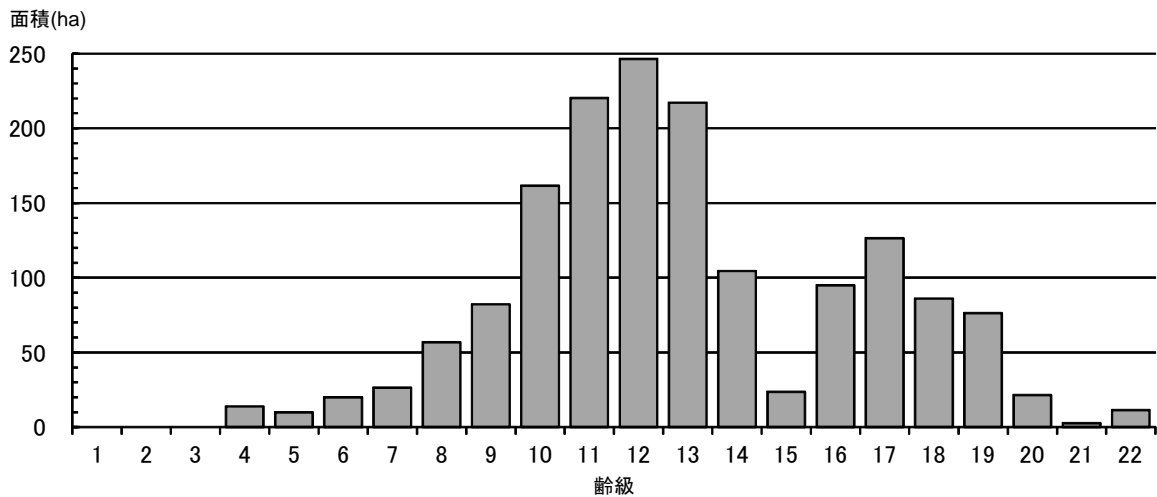


図－３ 人工林の樹種構成（面積比）



注：単位未満四捨五入により計と内訳の数値、率は一致しない場合がある。

図－４ 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。
 （1 齢級は1～5年、2 齢級は6～10年、10 齢級は46～50年となる。）

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成24年度～平成28年度の本計画区における主な計画と実行結果は次のとおりとなった。（平成28年度は実行予定を計上）

伐採に関しては、間伐は地球温暖化防止対策に資する森林整備に積極的に取り組んだ結果、ほぼ計画どおりの実績となった。臨時伐採量については、過去の事業支障木等の状況を踏まえた計画数量であったが、各種事業において、支障木の発生を抑えて実行をしたため伐採量が減少した。保育総量は、計画以外の箇所で見地の状況から保育を要する林分が新たに発生したため、計画量を上回る結果となった。

林道の開設又は拡張に関しては、より優先度の高いものから実行した結果、数量は計画を下回ったが、優先すべき箇所の開設及び改良を実施できた。

項 目		前計画	実 績	実施率
伐採総量 (単位:m ³)		20,800	20,049	96
	主伐	-	-	
	間伐	16,025	15,985	
	臨時伐採量	4,775	4,064	
更新総量 (単位:ha)		-	-	
	人工造林	-	-	
	天然更新	-	-	
保育総量 (単位:ha)	下刈	-	-	
	つる切・除伐	11	79	718
林 道	開設 (単位:m)	2,870	1,075	37
	改良 (単位:箇所)	40	18	45

注1：伐採総量のうち臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なもので実績の集計上、主伐・間伐に整理している。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組む。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス（注）に参画しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて各般の取組を推進する。

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業の実施に当たっては適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・皆伐箇所の小面積分散化と帯状伐採の組み合わせによる森林のモザイク的配置
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し、木材生産力が高い健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。主伐に当たっては、該当箇所の将来の森林の姿を想定し、種子源となる高木性の有用樹の保残及び有用天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・主伐後の確実な植栽と天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策

- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による食害・剥皮防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林における間伐の積極的な実施、広葉樹の導入による育成複層林への誘導、尾根筋や沢沿いでの森林の存置等を推進する。また、山地災害で被害を受けた森林の整備・復旧を迅速に行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための抜き切り等
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、適切な整備を行い森林の蓄積を向上させるとともに木材利用を推進する。また、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る観点から森林資源の若返りを進める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・造林・間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進・普及啓発
- ・主伐及び伐採後の再造林による森林資源の若返り

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の確保のためのフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・法令制限に基づく森林の適切な管理
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 公益重視の管理経営のより一層の推進

山地災害防止等の観点から、荒廃した溪流等において溪間工等の治山事業を実施するとともに、水土保持機能の維持を図るため、山地災害防止タイプ等を対象に森林整備を実施する。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から人工林を対象に主伐による森林の更新や間伐等の森林整備を実施するほか、天然林についてはその保全に努める。

さらに、野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取組を推進するとともに、保護林や緑の回廊において継続的なモニタリング調査を行い保全措置を実施する。

加えて、レクリエーションの森等において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、学校等と連携した森林環境教育を実施する。

イ 林業の成長産業化への貢献

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の協調出荷に取り組む。

ウ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、森林空間の総合利用等を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民福祉の向上等に努める。

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 国有林野の機能類型区分と管理経営の考え方

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とし、重視すべき機能に応じ、国有林野の機能類型区分を行い、いわゆる公益林として管理経営を行う。

具体的には

国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の5つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行う。

機能類型		公益的機能別施業森林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	気象害防備エリア	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。）
自然維持タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
森林空間利用タイプ		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件により、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を含む場合がある。）
快適環境形成タイプ		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。）
水源涵養タイプ		水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いを要する区域として明示）

また、人工林において、主伐・間伐等の推進、伐期の長期化、複数の樹冠層を構成する森林への誘導、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業など、多様で健全な森林への誘導に向けた取組を積極的に進める。これにより、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に実施する。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図る。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。

併せて、間伐等の森林整備、齢級構成の平準化や地域のニーズ等に応じて必要な主伐の計画的な実施など、機能類型に応じた適切な施業の結果、得られる木材を、地域の安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給する。

② 機能類型ごとの管理経営に関する方向

ア 山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプについては、次の2つのエリアに区分して取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の37%）は、主に土砂の流出・崩壊の防備、雪崩の防止等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林を目的として管理経営を行う。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備タイプの国有林野は、主に風害、濃霧等の気象害による居住・産業活動に係る環境の悪化の防備を第一とし、そのため樹高が高く下枝が密に密生しているなど遮蔽能力が高く諸害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標として、管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	面積	
		うち、土砂流出 ・崩壊防備エリア	うち、 気象害防備エリア
面 積	34,775	34,772	3

イ 自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの国有林野（当計画区の61%）は、貴重な森林生態系の維持等生物多様性の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、希少な動植物の生育・生息に適している森林等を目標として、管理経営を行う。

自然維持タイプの面積

（単位：h a）

区 分	自然維持タイプ	
		うち、保護林
面 積	57,983	12,676

ウ 森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの国有林野（当計画区の0.4%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生等保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種からなり、周辺の山岳や渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林をそれぞれの利用形態等に応じ維持・造成する。

森林空間利用タイプの面積

（単位：h a）

区 分	森林空間利用タイプ	
		うち、レクリエーションの森
面 積	340	340

エ 快適環境形成タイプに関する事項

該当なし

オ 水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプの国有林野（当該計画区の2%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目的とし、それぞれの森林の現況等に応じた施業を行う。

なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図る。

水源涵養タイプの面積

（単位：h a）

区 分	水源涵養タイプ
面 積	2,078

なお、機能類型ごとの管理経営は、別冊〔管理経営の指針〕による。

③ 地域ごとの機能類型の方向

本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 黒部・立山地域（境川、小川、大蓮華、愛本橋、黒部奥山、布施川、片貝、早月、千石、ブナ坂、黒部谷割、常願寺、小口川、小原国有林）

当地域は、富山県の東部一帯に位置し、立山連峰及び後立山連峰の山岳地帯を主体とした地域である。

（ア）中部山岳国立公園等の自然公園に指定された森林、黒部峡谷等の特殊な地形にある森林等の多彩な自然環境はその維持を図ることが期待されまたは保健文化機能の発揮が期待されているため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとして区分し、管理経営を行う。

（イ）急峻な山岳地帯等で山地災害防止機能の発揮が期待されている森林は、山地災害防止タイプに区分し、管理経営を行う。

イ 神通川地域（長棟、大沢野、楡原、猪谷、大谷、小井波、野積国有林）

当地域は、富山市東部の岐阜県との県境付近に位置する地域である。

（ア）白木峰周辺の自然景観に恵まれて森林は白木水無県立自然公園に指定されており、自然環境の維持を図ることが期待されまたは自然観察の場として保健文化機能の発揮が期待されているため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプに区分し管理経営を行う。

（イ）上記以外の地域は水源涵養機能及び山地災害防止機能を重点的に発揮させるため水源涵養タイプ及び山地災害防止タイプに区分し、管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での林業の成長産業化に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、神通川・庄川流域森林・林業・木材産業活性化センター等の場を通じ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、我が国の林業の成長産業化に貢献していく。このため、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組む。

具体的には、低コスト作業システムについて現地検討会等の実施による紹介や、ボランティア団体等が実施する森林学習のフィールドの提供などに優先的に取り組む。また、地元自治体等との情報連絡を図り流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努めつつ、市町村森林整備計画の作成及び達成の支援に努める。

このような中で、以下に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

地域ごとの状況を踏まえた、低コストで効率的な作業システムの提案・検証等により収穫量の増大にも対応できる低コスト化を図るとともに、民有林における普及・定着に努める。

② 林業事業体の育成

事業予定量等の公表に努めるほか、林業事業体の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設置等により、民有林・国有林が一体となった生産目標の設定や、効率的な路網整備等の森林施業等の共通化を図り、施業の合理化に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成

国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士等を系統的に育成する。また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するとともに、各試験研究機関、大学、民間企業等による産学官連携の強化を進める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。その際、育林経費の大半を占める造林初期コストの低減を進めることが極めて重要である。このため、低コスト造林手法や環境への負荷の少ない路網整備、地域の課題に対応した技術開発など、林業の低コスト化に向けた技術開発に取り組む。

⑥ その他

ア 公共建築物や公共事業における資材、あるいは木質バイオマス等としての木材利用の拡大を推進するとともに、そのために必要な木材の計画的・安定的供給に努める。

イ 山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

ウ 野生鳥獣との共存や生物多様性保全に資する森林施業への取り組みを推進する。

エ 本計画区の森林の整備や保全を図るため、地元市町やボランティア団体等と一体となった取組を推進する。

オ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努める。

なお、事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や林業の成長産業化への貢献を基本方針とし、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることと

する。その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図る。また、労働安全衛生対策を推進する。

① 伐採総量 (単位：m³・h a)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採	計
計	3,397 (4)	30,758 (213)	2,345	36,500

注1：()は、面積である。

注2：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けはない。

② 更新総量 (単位：h a)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	2	-	2

③ 保育総量 (単位：h a)

区 分	下 刈	除 伐
計	8	5

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	2	1,800	53	5,300

(5)その他必要な事項

① 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営に当たっては、国有林を「国民の森林」としての位置づけの下、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めるとともに、計画の実施状況の周知とそれに対する意見を聴くなど、次期計画の作成に向けた取組を進め

る。

さらに、一般国民から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進する。

② 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林の整備や木材利用等の推進に率先して取り組む。特に今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の成熟に伴い、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めるとともに、主伐及び主伐後の再造林により、森林資源の若返りを図る。

③ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、適切な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化のための施業、里山整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

具体的には、特に、神通川、常願寺川、黒部川などの上流部に位置する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林等の貴重な自然環境が、登山やレクリエーションの場としても利用されていることから、国有林野事業の管理経営との調整を図りつつ保護林として適切に保護・保存を行う。

また、溪流等水辺の森林等については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域と協働・連携し取り組む。

④ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策等の実施

本計画区は、神通川、常願寺川、黒部川など日本有数の急流河川の上流部であり、多くの崩壊山地を抱えるとともに、大規模土石流の危険性が危惧されている。

地域の安全・安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況および保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。

また、自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図る。

さらに、実施に当たっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努める。

なお、災害発生時においては、ヘリコプターを使った調査や緊急対策工事、復旧計画の策定、事業の実施等について、地元自治体等と連携して迅速に対応する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

生物多様性保全に関する科学的知見・管理手法の高度化に伴う保護林制度の見直しを行い、生物多様性の保全に配慮した簡素で効率的な管理体制を再構築する中で、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努める。

具体的には、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するために、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。また、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、目標林型及び技術的手法を定めた上で長期にわたる順応的管理を行う、いわゆる「復元」についても取り組む。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地元自治体等との利用のルール確立等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処する。

本計画区は、「北アルプス（朝日・白馬連山）生物群集保護林」など6箇所（12,676ha）の保護林を設定している。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
生物群集保護林	2	12,330
希少個体群保護林	4	346
計	6	12,676

注1：保護林は、「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け27林国経第49号）により、(1)森林生態系保護地域、(2)生物群集保護林、(3)希少個体群保護林の3種類となったため、本計画策定時に再編を行った。

注2：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・生物群集保護林：地域固有の生物群集を有する森林の保護・管理
- ・希少個体群保護林：希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理

(2) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 本計画区内の国有林野のうち約83%が中部山岳国立公園等に指定され、国有林野の約6割が自然維持タイプ及び森林空間利用タイプに区分されており、レクリエーション利用等のために多くの入林者がいる。このため、地元自治体等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行う。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化するとともに、地元自治体等と連携した取組の推進に努める。

② 境界等の保全管理

国有林野の適切な管理経営のため、境界標、標識類の巡検及び巡視、貸付地等の状況把握を行う。

また、森林の適切な管理のために必要な歩道の維持管理に努める。

(3) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努める。

特にカシノナガキクイムシ被害対策については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組む。

(4) その他必要な事項

① 獣害

ニホンジカについては、本計画区にも生息域が広がるおそれもあることから、環境行政をはじめ、地方自治体等と連携を図りつつ、生息調査等を基に、被害の早期発見と適切かつ効果的な防除に努める。

② 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「森の巨人たち百選」に選定された「ブナ^{だいら}平の立山スギ」を始めとするブナ坂国有林の立山スギ巨木群の保護に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 林産物の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の安定供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産における間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着を図りつつ、木材の生産・販売を実施する。

また、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、主伐材の安定供給や新たな需要開拓につながる効果的な供給に努める。

さらに、間伐等の小径木や、林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用材等を、再生可能エネルギーとしての需用に向け、「素材の安定供給システム販売」等を活用した安定供給に取り組む。

② 木材の利用

富山県が県産材の利用促進に向けて制定した「県産材利用促進条例」等の取組に連携・協力し、これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大に加え、土木分野における木材の利用範囲の拡大を推進する。

また、「2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会」では主要施設で木材の活用を図る検討が進められている。

このような新たな木材需要創出に向けた動きへの対応や、地域で生産される木材のブランド化を図るなど、需要動向に応じた木材の安定供給体制を戦略的に構築していくため、地域の林業、木材産業関係者と緊密に連携・協力した取組を行う。

③ その他林産物の供給

環境緑化木等、国有林野が有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努める。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努める。

また、木材の販売に当たっては、持続的・計画的に木材を供給する方針の下で、木材を政策的に供給しうる優位性を活かし、木材価格の変動時の需要動向に対応して供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本計画区には、黒部奥山、ブナ坂及び黒部谷割国有林等をはじめ優れた自然景観が多くあり、地域の重要な観光資源となっていることから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森等による国有林野の活用を推進する。

美女平風致探勝林等のレクリエーションの森については、自然景観の探勝や保健休養の場としての利用を一層推進する。

レクリエーションの森

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
自 然 観 察 教 育 林	1	16
森 林 ス ポ ー ツ 林	1	63
風 致 探 勝 林	3	261
総 数	5	340

注1：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施する。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進する。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林に隣接・介在する私有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該私有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、隣接する国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林と一体的に行い、私有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、森林法第十条の十五の規定による公益的機能維持増進協定制度の活用を努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、私有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求め、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援する。

① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組む。

② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

設定箇所

名 称	面 積 (h a)	位 置 (林小班)
風とせせらぎの森林 ^{もり}	3	大沢野国有林222ら、む

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

④ 遊々の森^{ゆうゆう}

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組む。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進する。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組む。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成する。具体的には、学校等が国有林野で体験活動などを実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進する。

イ 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努める。

③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進し、特に自然再生、森林環境教育等に取組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導、普及を図る。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズを的確に把握し、本計画区の多様なフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進する。

さらに、列状間伐や高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や低コスト造林・育林の開発・導入等を図り、それらの私有林への普及を図る。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。

地域の伝統産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や林産物の供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした私有林への指導やサポート、私有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興への寄与として国有林野事業の重要な使命の一つである。